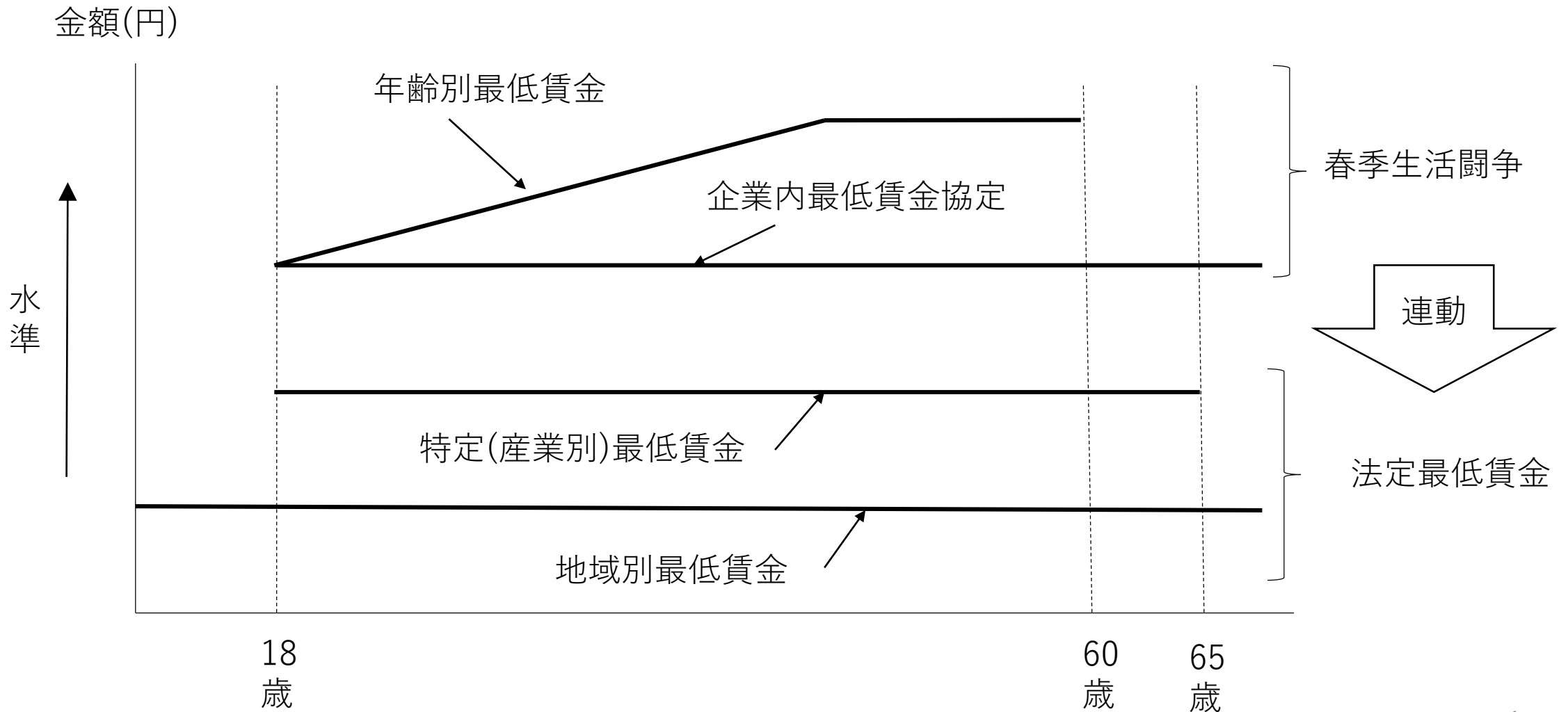


企業内最低賃金協定の締結を起点とした 特定（産業別）最低賃金の取り組み



特定（産業別）最低賃金の 金額改正・新設の手続き

企業内最低賃金協定の役割

春
闘

申出要件の確保

- 労働協約ケースの場合、適用労働者の概ね3分の1（新設は2分の1）に適用される**人数分**の企業内最低賃金協定が必要。
- 地域別最低賃金を相当程度上回る水準でなければ、申出に利用できないため、企業内最低賃金協定を高い水準で締結することが必要。

申出（申請）

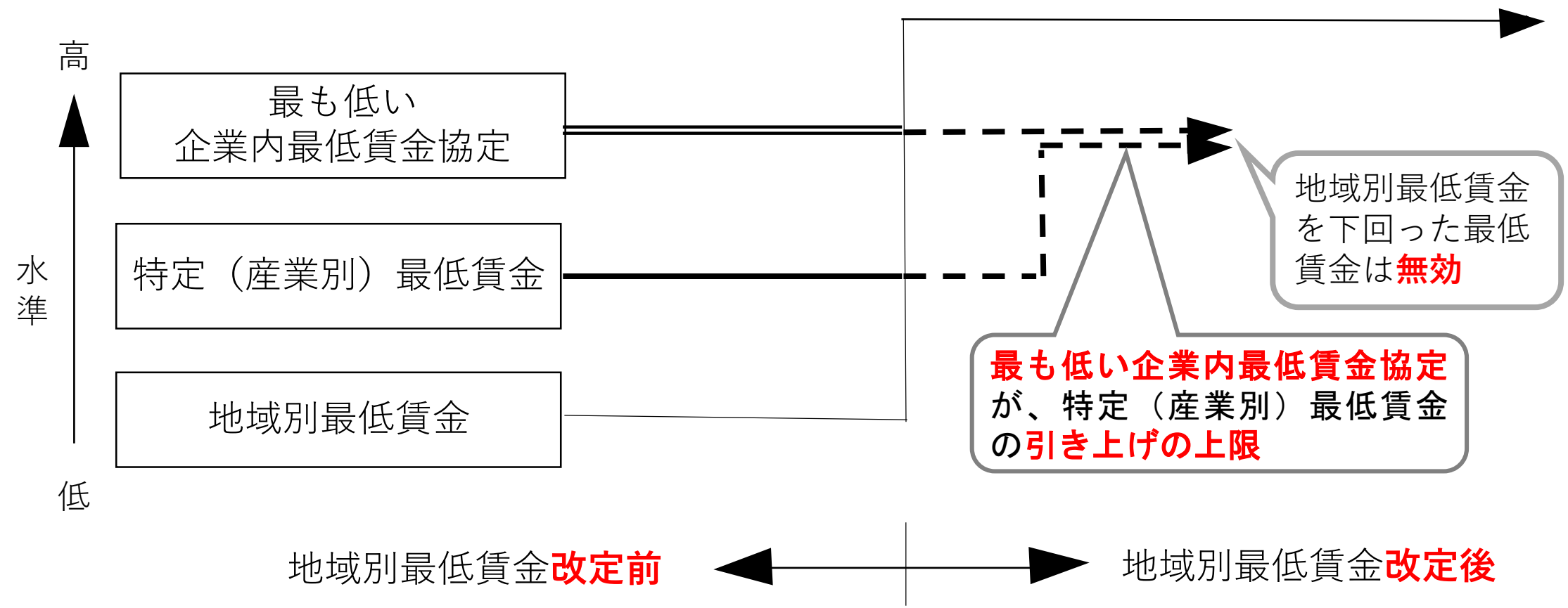
必要性審議

地
域
の
活
動

金額審議

- 申出書に記載した最も低い企業内最低賃金協定の**金額**が、金額改正・新設の上限になる。
- 地域別最低賃金に対する優位性を確保するためにも、地域別最低賃金を相当程度上回る水準で締結する必要がある。

最も低い企業内最低賃金協定が改定後の地域別最低賃金を下回った場合、**特定（産業別）最低賃金を引き上げることができない**



東京都の地域別最低賃金が毎年3%引き上げられた場合の試算と、
月額に換算した場合の水準

(円)

	2017年度 実績	2018年度 前年×1.03	2019年度 前年×1.03	2020年度 前年×1.03	2021年度 前年×1.03	2022年度 前年×1.03
東京都	958	987	1,016	1,047	1,078	1,111
×173.8時間	166,500	171,495	176,640	181,939	187,398	193,020
×169時間	161,902	166,759	171,762	176,915	182,222	187,689
×161時間	154,238	158,865	163,631	168,540	173,596	178,804

注：173.8時間は法定労働時間、169時間は実態値（全国平均・厚労省）、161時間は金属労協平均。

- ◆月額で協定している場合、**所定労働時間が長い場合**は、注意が必要。
- ◆本社が東京など大都市圏以外にある場合でも、**大都市圏に事業所がある場合**は、注意が必要。